

食品安全委員会（第 7 3 2 回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成 3 1 年 2 月 2 6 日（火） 1 4 : 0 0 ~

大会議室

2. 出席委員（6 名）

佐 藤 洋（委員長）
山 本 茂 貴（委員長代理）
吉 田 緑
香 西 みどり
堀 口 逸 子
吉 田 充

3. 議 事

（1）食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・ 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号）のクロルプロマジン試験法の改定
（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 2 品目
[1] ピコキシストロビン [2] プロフラニリド
（厚生労働省からの説明）
- ・ 農薬及び添加物 1 品目
ジフェノコナゾール
（厚生労働省からの説明）
- ・ 動物用医薬品 1 品目
ジクロロイソシアヌル酸
（厚生労働省からの説明）
- ・ 動物用医薬品及び飼料添加物 1 品目
タイロシン
（厚生労働省からの説明）

- (3) 平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果(案)及び2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題(案)について
- (4) 2019年度食品安全確保総合調査課題(案)について
- (5) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- (2-1) 食品健康影響評価について
- (2-2) 「ピコキシストロビン」、「ブロフラニリド」、「ジフェノコナゾール」、「ジクロロイソシアヌル酸」及び「タイロシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- (3-1) 平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）について
- (3-2) 2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について
- (4) 2019年度食品安全確保総合調査課題（案）について
- (5) プリオン評価書「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」の誤記（27、30頁）の修正について